

別表（第4条関係）

第1 道路に関する技術基準

（計画の基本）

- 1 道路は、開発区域の面積、通過・発生交通量、交通事故等住民又は滞在者の安全を勘案して適切に設計されていること。
- 2 道路は、開発区域外の道路の機能を阻害しないこと。
- 3 開発区域内の道路及び接続道路の車道の幅員は、6.0メートル以上であること。

（道路の構造）

- 4 道路の構造については、「道路構造令（昭和45年政令第320号）」によること。

第2 広場等に関する技術基準

（計画の基本）

- 1 主として建築を目的として行う開発行為に係る広場・公園・緑地（以下「広場等」という。）は、開発行為の目的、規模及び開発区域の周辺の状況を勘案し、避難上及び消防活動並びにコミュニティ活動上安全かつ有効な利用が確保されるよう配慮すること。

（広場等の設計）

- 2 広場等の規模は、開発区域の面積に応じ、次表に掲げる基準以上とすること。

開発区域の面積 （単位ヘクタール）	開発区域の面積に対する 広場等の総面積（%）	内 容
0.3以上 5未満	6以上	ただし、1箇所の面積150m ² 以上
5以上 10未満	6以上	1箇所の面積300m ² 以上（うち1,000m ² 以上のものを1箇所以上）
10以上	6以上	1箇所の面積300m ² 以上（うち1,000m ² 以上のものを2箇所以上）

- 3 面積が1,000平方メートル以上の広場等にあつては、避難上及び消防活動上2箇所以上の出入口が配置されていること。
- 4 広場等が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、柵又は塀の設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
- 5 広場等の誘致距離は、次表を標準とすること。

広場等の面積	誘致距離	摘 要
0.02ha以上	80m以内	主として幼児を対象としたもので、50戸程度に1箇所設けること。
0.25ha以上	250m以内	主として児童を対象としたもので、500戸程度に1箇所設けること。
2ha以上	500m以内	居住者全体を対象としたもので、2,000戸程度に1箇所設けること。
5ha以上	1,000m以内	広い範囲の住宅を対象としたもので、10,000戸程度に1箇所設けること。

- 6 主に幼児・児童が利用する小規模な広場等は、次に掲げる基準に適合していること。

- (1) 広場等は、幹線街路に面していないこと。
- (2) 広場等には、車の乗入れができないこと。
- (3) 広場等には日照等を考慮して高層住宅等の影にならないようにすること。
- (4) 広場等に供する土地は、その傾斜が15パーセントを越えないこと。
- 7 広場等は、広場施設等が有効に配置できる形状及びこう配で設けられていること。
- 8 広場等には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

第3 その他の公共施設に関する技術基準

- 1 その他の公共施設及び公益的施設は、開発行為の目的、規模及び開発区域の周辺地域の状況を勘案し、安全で良好な環境の保全が図られ、有効な利用が確保されるように配慮すること。
- 2 主として建築を目的として行う開発行為に係る開発区域内に設置する公益的施設は、次表を標準とすること。

戸数 (戸)	50～150	500～ 1,000	2,000～ 2,500	4,000～ 5,000	8,000～ 10,000
人口 (人)	200～600	2,000～ 4,000	7,000～ 10,000	14,000～ 20,000	28,000～ 40,000
教育施設			幼稚園 小学校	中学校	高等学校
福祉施設		託児所 保育所			
保健施設			診療所		病院 保健所
保安施設	防火施設 (消火栓)	警察官派出所 (巡回)	巡查駐在所 消防派出所		警察署 消防署
集会施設		集会室			公民館
文化施設				図書館	
管理施設		管理室		出張所	市役所
通信施設		ポスト 公衆電話	郵便局 電話交換所		
商業施設		日用品店舗		スーパー マーケット	
サービス施設			新聞集配所	銀行	

第4 排水施設等に関する技術基準
(計画の基本)

- 1 排水施設は、開発区域の規模・地形・予定施設の用途・降水量等から想定される雨水及び汚水を適切に排出できる能力をもった構造とすること。
- 2 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して、雨水及び汚水を適切に排出できる開発区域外の排水施設又は海・湖沼・河川・その他公共の水域に接続させること。この場合、当該開発区域外の河川、水路の流下能力分以上は、洪水調節のため、一時、雨水を調節池に貯留して調節すること。ただし、下流の河川・水路を局部的に改修することにより、当該河川・水路の流下能力を増加させ、その調節容量を減量することができる。
- 3 排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置すること。
- 4 農業用ため池に雨水を排水させるときは、当該ため池の安全の確保を図るため必要な措置を講じること。

(計画雨水量)

- 5 計画雨水量は、開発区域の規模・地形等により次の各号により定めること。
 - (1) $Q = 1/360 C \cdot I \cdot A$ (合理式) Q : 計画雨水量 (m^3 / sec)
 I : 降雨強度 (mm/hr) C : 流出係数 A : 集水区域面積 (ha)
 - (2) 降雨強度は当該地域の気候を表す気象観測開始以来の資料をもとに10年確率で想定される数値以上を用いること。
 - (3) 流出係数は、下表を基準とし、これらの混在する場合は、加重平均により算出すること。

地 山 の 流 出 係 数

路面および法面	0.70~1.0	市 街	0.60~0.90
急峻の山地	0.75~0.90	森林地帯	0.20~0.40
緩い山地	0.70~0.80	山地河川流域	0.75~0.85
起伏ある山地及び樹林	0.50~0.75	平地小河川流域	0.45~0.75
平坦な耕地	0.45~0.60	たん水した水田	0.70~0.80

(調節池の設計)

- 6 調節池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とし、新設の調整池の築造を基本とすること。
- 7 調整池の設計は、「防災調節池等技術基準(案)(社団法人日本河川協会編)」によること。ただし、調節池の設計推積土砂量は、 $150m^3/ha/year$ を標準とし、設計推積年数を3年以上として維持管理すること。

(汚水の排水)

- 8 計画汚水量は、次の数値を基準とすること。
 - (1) 住宅地の場合
 - (ア) 計画1日最大汚水量
1人1日最大汚水量に計画人口を乗じ、必要に応じて地下水量と工事排水量その他を加算したものとする。
 - (イ) 計画1日平均汚水量
計画1日最大汚水量の70パーセントを数量の標準とすること。
 - (ウ) 計画時間最大汚水量
計画1日最大汚水量の1時間当たりの80パーセント増を標準とすること。
 - (注) (1) 1人1日最大汚水量 : その地域の上下水道計画の1人1日最大給水量とするが、その他の水道計画地域にあつては、300リットルを下らないものとする。ただし、市町村において特別の定めがある場合はその定めによること。
 - (2) 地下水量 : 地下水量は、1人1日最大汚水量の20パーセントとして

定めること。

- (3) 工場廃水量 : 井河水等を使用し、かつ、多量の排水を排出する工場については、個々に廃水量を調査し、将来をも見込んで定めること。

(2) 住宅地以外の場合

予定建築物の用途又は規模に応じ、規定される計画使用水量を勘案して算出すること。

- 9 污水管断面決定のための汚水量の算定には、計画時間最大汚水量を用いること。
 10 設計流速は、污水管渠にあつては0.6m/sec、その他の管渠（雨水管渠、庶集管渠等）にあつては0.8m/sec～3.0m/secとすること。
 11 排水路及び雨水並びに污水管渠の流出の計算は、次の式のいずれかを用いること。

(1) クッター公式

$$V = \frac{23 + \frac{I}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \times \frac{n}{\sqrt{R}}} \times \sqrt{R I}$$

$$Q = A \cdot V$$

(2) マニング公式

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$Q = A \times V$$

V : 流速 (m/sec)

Q : 流量 (m³/sec)

A : 流水断面積 (m²)

n : 粗度係数
 { ヒューム管 0.013
 現場打コンクリート 0.014～0.015
 石積 0.025

P : 潤辺= (m)

R : 径深=A/P (m)

I : こう配

12 排水施設の構造

- (1) 雨水と污水は、原則として分流式とするとともに、かつ、雨水以外の下水は、暗渠によって排水できる構造であること。
 (2) 堅固で耐久力を有し、かつ、漏水を最小限度とする構造であること。
 (3) 暗渠構造部分の内径又は内のりの幅は20センチメートル以上であること。
 (4) 暗渠構造部分の次に掲げる箇所には、柵又はマンホールを設けることとし、当該柵又はマンホールにはふた（污水を排除すべき柵又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
 (ア) 公共の用に供する管渠の始まる箇所
 (イ) 下水の流路の方向、こう配又は横断面が著しく変化する箇所。段差の生ずる箇所および管渠の合流、会合する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるほか、次表に掲げる管径の区分に応じ、同表の間隔ごとの箇所。

管 径	300mm以下	600mm以下	1,000mm以下	1,500mm以下	1,650mm以下
最大間隔	50m	75m	100m	150m	200m

- 13 柵又はマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべき柵にあつては深さが15センチメートル以上のどろだめが、その他の柵又はマンホールにあつては、その接続する管渠の内径又は内のりに応じ、相当の幅のインバートが設けられていること。

14 汚水処理施設

- (1) 開発区域内の汚水処理施設にあつては、排水施設の末端が処理を有する公共下水道、流域下水道に接続するものを除くほか、処理施設を設けること。
 (2) 前項の終末処理施設は、標準活性汚泥法又はこれと同等以上の高級処理とするほか、15

の排水基準が得られる構造とすること。

(3) 同一開発区域内での汚水処理は、1箇所で集中処理することを原則とする。

15 排水基準

排水口から排出される汚水処理水の水質は、BOD 10mg/ℓ、SS 25mg/ℓ以下を目標とすること。

16 放流場所等

(1) 下水道に放流する場合は、当該下水道の管理者、その他の場合は当該管理者及び水利権者と協議すること。また、排水口の位置は、公共の水域の水質の汚濁の状況を考慮して、適切に定めること。

(2) 放流先の水量は、汚水処理に対して、渇水時に十分な希釈量を有すること。

(3) 放流先付近に飲料水等の水利用がある場合は、汚水処理水を放流しないこと。

第5 安全措置に関する技術基準

(地盤等の計画)

1 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置き換え、水抜き等の措置を講ずること。

2 開発行為に伴う地盤、擁壁等の措置については、「宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）」の宅地造成に関する工事の技術的基準を準用する。

(土砂流出防止等の計画)

3 開発区域及びその周辺の地形、地表の状況を勘案して、開発行為により相当量の土砂の流出が予測される場合は、下流域に対する災害を防止するため砂防施設を設ける等必要な措置を講ずること。

4 開発行為によって、開発区域外の配水施設又は海、湖沼、河川、その他公共の水域の水質が汚濁されるおそれがあるときは、水質の保全を図るため、必要な措置を講ずること。

5 土砂流出防止施設等は、土砂を適切に防止できる位置および規模であり、構造上必要な耐久性及び強度をもつこと。

(計画流出土砂量)

6 (1) 土砂流出防止施設等は、開発区域の規模、開発後の地表の状態等から推定される流出土砂量から下流へ無害に流される許容流出土砂量を差し引いた土砂量に対応するものであること。

(2) 開発前の地形、地表の状態から流出していたと推定される流出土砂量をもって許容流出土砂量とする。

(3) 流出土砂量は、開発区域の規模、地表の状態等により次表を基準とすること。

地 表	1ヘクタール当たりの流出土砂量	厚 さ
裸地・荒廃地等	200 ～ 400 m ³	20～40 mm
皆伐地草地等	15 m ³	1.5 mm
択伐地	2 m ³	0.2 mm
普通の林地	1 m ³	0.1 mm

(注) (1) 工事によりかき起こした面積については、裸地に準ずる。

(2) 完全な排水施設を備えた芝生等は普通林地に準ずる。

(3) 工事期間中の流出土砂量は、次式による。

(工事面積) × (裸地 1ha当たりの流出土砂量) × 工事期間(最低を4箇月とする) / 12箇月

(土砂流出防止施設等)

7 (1) 流出土砂については、できる限り各部分で抑止するように、人家、農地及び農業用施設又は公共的施設並びにその周辺地域では5年分以上、その他の地域では3年分以上の

土砂貯留施設を設ける等必要な措置を講ずること。

- (2) 工事後に残土がある場合、土捨場の位置を考慮し、必要に応じて、土砂の流出等の起こらないよう残土を安全に維持する施設を設ける等土砂流出防止のための必要な措置を講ずること。

(土地利用上の土砂災害防止)

- 8 地形、地表等の状態から、土砂流出の可能性のある場所にあつては、斜面の保護措置、土砂流出防止施設の設置、周辺既存林地の保全等土地利用上の土砂災害防止に配慮すること。

第6 消防水利施設に関する技術基準

開発地域内に設ける消防水利施設の計画に当たっては、当該区域を所管する消防長又は消防署長（消防本部又は消防署が設置されていない町村にあつては、当該町村長）と協議して定め、消防法（昭和23年法律第186号）の定める設置基準に適合させること。

第7 森林に関する技術基準

- 1 開発区域及びその周辺地域における土砂流出及び傾斜地崩壊の防止等環境の保全のため、適切に樹林地が存置又は造成されていること。
- 2 水源地の流域には、適切に樹林地が存置されていること。

第8 水道等給水施設に関する技術基準

(計画給水量)

- 1 計画給水量は、次の値を基準とする。

(1) 住宅地の場合

- | | |
|-------------------------|--|
| (ア) 計画 1 人 1 日 最大 給 水 量 | 300リットル以上 |
| (イ) 計 画 1 日 平 均 給 水 量 | 計画 1 人 1 日 最大 給 水 量 の 80 パーセント |
| (ウ) 計 画 給 水 量 | 計画 1 人 1 日 最大 給 水 量 に 計 画 人 口 を 乗 じ た も の |
| (エ) 計 画 時 間 最 大 給 水 量 | 計画 1 日 最大 給 水 量 の 1 時 間 当 た り の 50 パーセント 増 を 標 準 と す る こ と |

(注) 上記の基準にかかわらず市町村において特別の定めがある場合は、その定めによる。

(2) 住宅地以外の場合

予定建築物の用途又は規模に応じ、規定される計画使用水量を勘案して給水量を定めること。

- 2 給水施設に関する計画及び設計については、当該開発区域を所管する水道事業者(市町村)と協議して定めること。

第9 その他の技術基準

- 1 防災工事は、他の施設の工事の施行に先立って行うこととし、降雨に対して必要な安全措置をとること。万一工事中止の事態が生じた場合は、当該措置のほか公共施設の機能に支障のないよう措置を講ずること。
- 2 ごみ処理施設に関する計画及び設計については、当該区域を所轄する市町村と協議して定めること。
- 3 各施設の構造、強度については、土木学会制定標準仕様書、土木学会基準、農林省が定める土地改良事業計画設計基準およびこれらに準ずる基準により定めること。